

経営安定のため燃油・配合飼料の価格高騰に備え、セーフティーネット事業を活用してください。

(燃油については資源管理等の取組と経営改善の取組として、購入予定数量の削減目標設定・省エネ計画策定することが加入要件となります。)

申込方法(燃油と配合飼料で異なる箇所があります。)

【燃油】

○ 申込する漁業者・養殖業者は、これまでの購入実績数量に基づいて基準年購入数量を算出し、10年間で最大5%の削減となる各年度の購入予定数量の削減目標を設定した「届出書」を策定して下さい。

(令和4年度の削減目標は0.5%となります。)

* 削減率は、5%・3%・現状以下の中から設定できます。なお、基準年購入数量が50kl以下の場合は4%・2%・現状以下となります。

* 設定した削減率は、10年間の途中で変更することができません。現状以下を設定した場合、急騰対策補てんは対象外となりますので注意して下さい。

* また、5%(50kl以下は4%)以外の削減率を設定した場合、通常対策補てんでは国の負担割合が少なくなることがあります。

○ 「省エネ計画」を策定して下さい。

○ 資源管理等の取組については、窓口となる漁協と確認して下さい。

○ 購入予定数量は1年間の削減目標に基づいて、過大とならないように設定して下さい。(削減目標を超過する数量を設定しても、補てん可能な数量はその年度の削減目標までとなります。)

* 購入予定数量削減目標を設定する「届出書」の提出をもって制度改正に同意したとみなします。

削減目標の記載のないもの、及び「届出書」の提出がない場合には、制度改正の同意がないものとしてセーフティーネット事業を利用することができなくなります。

【配合飼料】

○ 1年間の使用予定数量に基づいて過大とならないように購入予定数量を設定して下さい。(従来通りです。)

【共通】

○ 毎年3月末までに、積立金額(積立単価の選択)及び納入方法(一括払いか分割払いか等を選択)を決定していただき、「購入予定数量等設定申込書」を提出していただきます。

○ 積立金は6月末までに納入して下さい(分割払いでも必ず)。

※加入期間は3年間です。(3年後に満了の申し出がなければ、同じ内容で自動更新されます。)

積立金は毎年納入する必要があります。(積立残額は翌年度に繰り越しされません。)

経営安定のため燃油・配合飼料の価格高騰に備え、セーフティーネット事業を活用してください。

(燃油については資源管理等の取組と経営改善の取組として、購入予定数量の削減目標設定・省エネ計画策定することが加入要件となります。)

積立金額

- 積立金額は次の算式で計算します。
[選択した積立単価] × [設定した購入予定数量]
- * 積立金額は、100円未満切り捨てとなります。分割払いは均等割した金額しか設定できません。
- 積立単価は、燃油:8,500円/kl、配合飼料:14,000円/tを上限として下記の中から選択してください。
* 年度途中で積立単価・購入予定数量・積立金の納入方法等は変更することができません。
- 選択する積立単価
燃油 ① 8,500円/kl ② 7,500円/kl ③ 6,000円/kl ④ 5,000円/kl ⑤ 3,000円/kl ⑥ 2,000円/kl ⑦ 1,000円/kl
配合飼料 ① 14,000円/t ② 12,000円/t ③ 10,000円/t ④ 7,500円/t ⑤ 5,000円/t ⑥ 3,000円/t ⑦ 1,000円/t

補てん金の内訳と補てんの判定及び基準など

- 補てん金の内訳は、「国からの助成額」+「積立金からの取崩額」です。
国と漁業者・養殖業者の負担割合は1:1が基本ですが、燃油は国の負担割合が多くなる場合があります。
- 補てんの判定は3ヶ月ごとに行われます。補てん基準を超えた場合、「補てん単価」が決まります。
燃油の補てん基準:「7中5平均原油価格」(通常対策)又は「急騰対策」です。
※削減目標の削減率を現状以下で設定した場合、「急騰対策」は対象外となりますので補てんがありません。
配合飼料の補てん基準:「7中5平均配合飼料価格」です。
- 補てん金額は、「補てん単価」×「3ヶ月間の購入実績数量」を基本として算出されますが、積立残額や購入数量及び設定した削減目標により補てん金額が少なくなったり、補てんされないことがあります。
なお、これまでの補てん判定結果は、漁安協のホームページに掲載されています。

購入実績数量の報告

- 補てんの有無にかかわらず、燃油又は配合飼料を購入した数量は3ヶ月ごとに「購入実績数量」として報告する必要があります。